



令和6年度

# 地域福祉活動団体支援事業 及び「つどいの場」運営支援事業 募集案内



大田区社協イメージキャラクター  
あいちゃん

【申請受付期間】 ※土日祝日を除く 9:00～17:00

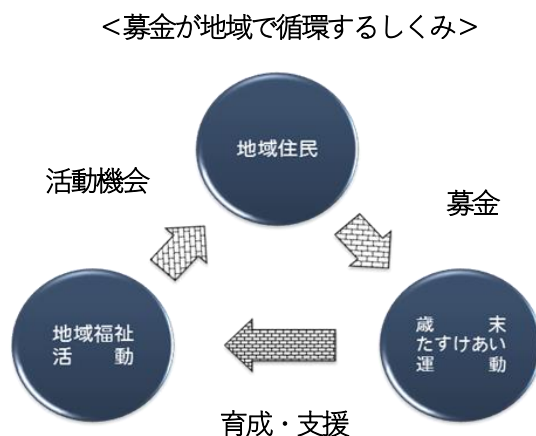
地域福祉活動団体支援事業：令和6年4月1日(月)～4月30日(火)

「つどいの場」運営支援事業：令和6年3月1日(金)～随時

※「つどいの場」保険を4月からの適用を希望する団体は3月末(必着)までに申請書類をご提出ください。

本事業は、大田区内において地域福祉活動を行う団体と社協が連携協働して、地域共生社会の実現に向けた活動を、安定的かつ持続的に推進することを目的とします。

また、「歳末たすけあい・地域ふれあい募金」を原資とし、地域住民が本事業の成果を通じて、共同募金活動への理解と共感を高めていくことができるよう取り組みます。



## 1 対象となる団体

助成金振込先は「**団体名義**」の口座をご準備ください。

本事業は、福祉サービスを必要とする地域住民の地域生活課題の解決に向けて、原則として年間を通じて活動しており、かつ、次の各号についてすべて満たす団体を対象とします。

- (1) 規程、要綱及び社協が定める他の規程等を遵守することに同意していること。
- (2) 東京都暴力団排除条例（平成23年都条例第54号）に規定する暴力団と関係がある団体又はそのおそれがある団体ではないこと。
- (3) 個人情報に関する部分を除き、社協への照会等に対して地域福祉活動団体として情報開示することに同意していること。

## 2 対象とならない団体

- (1) 社協から、本事業に申請した内容で、別に助成金を受けているとき。
- (2) 本事業に申請した内容が、政治、宗教又は営利を目的としているとき。
- (3) 主たる活動者が1名であるとき。
- (4) 前各号のほか、本事業の趣旨に合致しないと認められるとき。

### 3 申請方法

窓口来所時は**事前予約制**です。

新規団体およびトライアル助成に関しては、おた地域共生ボランティアセンター**窓口**に申請書類をご提出ください。申請期間は、窓口が大変込み合うため、電話で**事前に予約**してください。

昨年からの継続団体に関しては、郵送での受付も行います。

### 4 助成の種類および助成金額等

種 類	地域福祉活動団体支援事業			「つどいの場」運営支援事業	
	①通年事業助成	②イベント助成	③トライアル助成	「つどいの場」活動助成	「つどいの場」保険
助成目的	年間を通じて行う地域福祉活動にかかる経費を助成する。	地域福祉の推進を目的として開催する行事の経費を助成する。	地域福祉の推進を目的に行う開発的・モデル的事業の経費を助成する。	身近な場所で継続的に行う住民主体の「つどいの場」活動にかかる経費を助成する。	身近な場所で継続的に行う住民主体の「つどいの場」活動を安全に実施できるよう支援する。
助成対象	任意団体	任意団体及び公益的団体並びにこれらの団体で組織する実行委員会	任意団体	任意団体	任意団体及び公益的団体並びにこれらの団体で組織する実行委員会
助成条件	次の各号をすべて満たすこと。 1.申請前に3か月以上区民を対象とした地域福祉活動を行った実績があること。 2.広く区民を対象としていること。	広く区民を対象とし、区内で実施すること。	次の各号をすべて満たすこと。 1.助成申請年度に新しく開始する事業であること。 2.広く区民を対象とし、原則区内で実施すること。 3.翌年度以降も継続の意向があること。	次の各号をすべて満たすこと。 1.区民を対象とし、区内で実施している。 2.概ね月1回以上、かつ、5名以上の区民が参加している。 3.申請前に3か月以上区民を対象とした「つどいの場」活動を行った実績がある。	
助成上限額	年度10万円以内*	年間10万円以内かつ1回に限る。	年間20万円以内	月1～3回活動 年度3万円以内 月4回以上活動 年度5万円以内	助成金も希望される場合は、「つどいの場」助成金申請の手続きもお願いいたします。
適用期間	申請月から年度末まで			申請月から年度末まで	15日までに申請した場合、翌月1日から適用。16日以降に申請した場合、翌々月1日から適用
その他	同一年度内において、申請できる助成は一種類とする。				

※①・②の助成金額は、当該申請団体の前年度の決算書における支出金額（翌年度への繰越金や他団体への寄附を除く）又は10万円の少ない額とし、千円未満を切り捨てます。また、当該申請年度に事業を拡大するときは、支出金額に150/100を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額を助成金額（千円未満を切り捨て）とします。

※前年度の繰越金が当年度の支出額と同額または上回っている場合は、助成金ではなく繰越金の活用をお願いいたします。

※決定金額については、審査の結果により申請金額と異なる場合があります。

## 5 申請書類

全て準備できたら、確認して「**申請書類チェックリスト**」にチェックをつけ、申請書類と共に提出してください。

### 【通年事業助成】【イベント助成】【トライアル助成】（①～③所定用紙、④～⑥書式自由）

- ① 地域福祉活動団体支援事業助成金申請書（第1号様式）
- ② 助成申請事業の計画書（第2号様式）
- ③ 助成申請事業の予算書（第3号様式）
- ④ 予算経費内訳書及び見積書等説明書類
- ⑤ 申請団体の前年度決算書・事業報告書又はこれに類する報告書
- ⑥ 申請団体の事業予算書・事業計画書又はこれに類する企画書等

### 【「つどいの場」活動助成】

- ①「つどいの場」活動登録団体申請書（第1号様式）
- ②活動計画書（第2号様式）
- ③「つどいの場」活動助成金申請書（第5号様式）
- ④団体規約または定款等

※保険・助成金両方申請する場合に重複する書類（①②第1・2号様式）は、重ねて提出する必要はありません。

### 【「つどいの場」保険】

- ①「つどいの場」活動登録団体申請書（第1号様式）
- ②活動計画書（第2号様式）
- ③名簿（氏名・住所・電話番号の記載されたもの）

## 6 対象となる経費

会場費	会議室、講演会場等の使用料
消耗品費	食材、文具、用紙代、インク代 等
通信運搬費	切手、郵送料 等
印刷費	チラシ・資料等の印刷、コピー代 等
講師謝礼	申請団体構成員以外の人への講師謝礼 等
その他事業実施に必要な経費	行事保険料、交通費、広報費 等

※Web 会議ツールの費用を助成対象経費に含めます。対象経費は月額 2,200 円以内とさせていただきます。

## 7 対象とならない経費

- (1) 飲食、接待、寸志若しくは土産、慶弔の花代等の儀礼的又は交際費的経費
- (2) 家賃、電話料及び水道光熱費等団体を維持するために必要な経費
- (3) 申請団体の活動に従事する構成員及び協力者等に支給する賃金
- (4) 特定の個人に帰属する経費
- (5) 助成金の用途を明確にできない経費
- (6) 助成金審査委員会において、助成の対象と認められない経費

※ボランティア保険料、社協会費は対象となりませんのでご注意ください。

※講師謝礼・ボランティア謝礼という名目でも、申請団体の活動に従事する構成員及び協力者等に支給する賃金と見做されるものに関しては対象外となります。

## 8 申請受付後のスケジュール

6月	審査会開催、審査結果通知送付（下旬予定）
7月	助成金振込（中旬予定）※ <b>団体名義での口座</b> の準備をお願いします。
翌年3月	助成金報告書提出

\*「つどいの場」保険は上記のほかに3か月ごとの活動報告書の提出があります。

## 9 審査方法

申請書類に基づき審査委員会で、助成の可否・助成額を審査し、決定します。

\*本事業の決定を受けた団体はチラシ等広報物に、以下の文言またはイラストのいずれかを掲載してください。

### 《文言》

本事業は、「歳末たすけあい・地域ふれあい募金」を原資とした  
(社福)大田区社会福祉協議会の支援を受けて  
運営しています。

### 《イラスト》



※イラストのデータに関しては本事業決定後、直接お問い合わせ頂ければ個別にメールにて送付させていただきます。

## 10 その他

団体の情報(イベント情報、ボランティア募集など)を大田区社会福祉協議会のHP等で広報することが出来ます。また、印刷機・折り機などが利用できます。詳細については、お問い合わせください。

### 【申込み・問合せ先】

社会福祉法人 大田区社会福祉協議会  
おおた地域共生ボランティアセンター

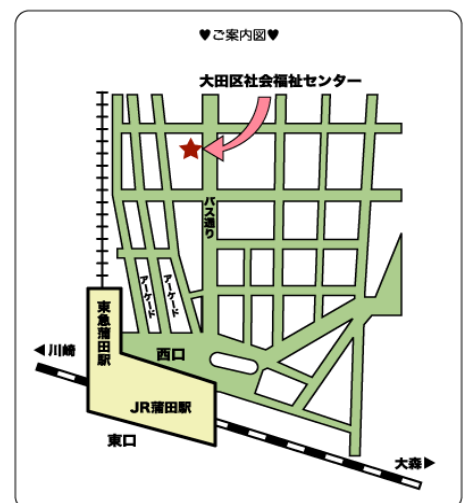
大田区西蒲田7-49-2 大田区社会福祉センター5階

(交通アクセス: JR蒲田駅、東急蒲田駅 西口下車徒歩3分)

TEL 03-3736-5555

FAX 03-3736-5590

ホームページ: <https://www.ota-shakyo.jp>



↑よくある質問はHPをご覧ください。